

## 地方分権改革の推進に関する決議

日本再生の道である地方分権の確立を目指し、12月8日に地方分権改革推進委員会が第2次勧告を行った。このうち、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」については、地方自治体が住民や地域のニーズに応じた施策を推進し、住民本位のより迅速な事務の執行が可能となる道筋が示されており、高く評価するものである。

一方、「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」については、各省庁の抵抗がある中で、数値目標を示し異例の決議も行った地方分権改革推進委員会の姿勢は評価するものであるが、二重行政の抜本的解消といった観点から未だ不十分な点は否めない。

特に、新たに設置するとされている「地方振興局（仮称）」等については、住民自治の観点からも問題があり、巨大な国の機関になることを避け、地方分権の方向を踏まえて検討すべきである。

したがって、政府に対し、次のことを強く求めるものである。

- 1 年度内に行うこととされている出先機関の見直しの工程表の策定に当たり、以下のとおり取り組むこと。
  - (1) 勧告に示された内容を踏まえ、積極的に国の出先機関の権限や事務・事業の地方への更なる移譲を進め、国の出先機関の廃止・縮小に取り組むこと。

特に、35,000人の職員削減を求めた地方分権改革推進委員会の勧告については、真摯に受けとめ、抜本的改革に向けて取り組むべきであり、「地方振興局（仮称）」等については、都道府県への権限移譲と大幅な人員の削減をまず先行した上で、そのあり方を検討すべきである。今後、推進に当たっては全国知事会等との協議を行うなど、地方自治体の意向も反映した、地方分権の推進に資するものとする。
  - (2) 道路・河川の権限移譲については、情報の提供に一層取り組み、都道府県が移譲を希望する区間・路線については原則移譲するなど、移譲範囲の拡大や移譲時期等について都道府県の意向を最大限尊重すること。
  - (3) 権限移譲に伴う財源や人材の確保方策については、その内容を地方との協議に沿って具体的に明記すること。
  - (4) 人材の移管については、国と地方の双方が対等な立場に立つことが前提であり、その仕組みづくりや、具体的な人材の移管の検討に当たっては、地方の意見を反映するための協議機関を設置すること。

(5) 工程表に、具体的な見直し内容及びスケジュールを明記すること。

2 義務付け・枠付けの見直しについては、勧告に沿って地方分権推進の観点から廃止を基本に徹底して取り組むこと。

また、地方分権改革推進委員会においては、次のことを強く求めるものである。

1 第2次勧告で見直し対象とした8府省15系統以外の国の出先機関についても見直し検討を進めるとともに、政府の工程表の策定に向け、更なる権限の移譲、財源・人材の確保方策等について、追加の勧告を行うこと。

2 第3次勧告においては、以下のとおり対応すること。

(1) 義務付け・枠付けについては、見直し対象として整理された4,076項目全てについて廃止を基本とした見直しを行うとともに、関連する補助金の廃止や必要な財政措置等、実効性のある具体的な措置を示すこと。併せて、国の関与全般をチェックする組織的な仕組みや、「裁定的関与の見直し」についても盛り込むこと。

(2) 第1次、第2次の勧告の範囲に議論を限定することなく、国と地方とのあり方について、根本的な議論をさらに行い、国民視点に立った大胆な権限移譲方策を示すこと。

(3) 国税と地方税の税源配分について、まずは5：5を実現し、地方消費税の充実を含め、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。また、地方交付税総額の復元・充実や地方共有税の導入など、地方税財政制度の抜本的な改革を盛り込むこと。

(4) 地方の負担を伴う新たな事務事業等については、その企画・立案段階から地方との協議が行われるよう、「(仮)地方行財政会議」の法律による設置について盛り込むこと。

全国知事会としては、今後とも、真の地方分権改革の実現に全力を挙げて取り組む覚悟である。以上、ここに決議する。

平成20年12月19日

全国知事会